

高浜原発差止仮処分 報告集会のお知らせ

昨年12月5日に福井県・関西地方に住む市民9名が福井地裁に申し立てた、大飯・高浜原発差止仮処分事件ですが、高浜原発仮処分の決定は4月14日14時と指定されました。

本件において仮処分決定が出た場合は、これらの原発を再稼働することはできなくなります。仮処分決定は、判決とは異なり、直ちに効力を生ずるからです。

4月14日の決定を多くのみなさまに知っていただくために院内集会を開催します。ぜひご出席くださいますよう、お願いいたします。

4月17日（金）13：30～17：30（予定）

通行証 13:15～配布予定 衆議院第二議員会館多目的ホール

大飯・高浜原発仮処分弁護団・申立団、福井から原発を止める裁判の会：水戸喜代子、松田正、奥出春行、河合弘之、海渡雄一ほか、鎌田慧（ルポライター）

原子力規制庁担当者へ出席依頼中 終了後官邸前抗議行動へ！

【申立ての経緯】昨年5月21日の福井地裁大飯原発差止判決は、福島第一原発事故の被害に正面から向き合い、全国の原発に当てはまる本質的な危険性を認定し、大飯原発3・4号機の運転差止めを命じたもので、多くの国民・市民に支持されています（現在、名古屋高裁金沢支部で控訴審係属中）。しかし、関西電力は、この判決を無視し、再稼働に向けての動きが着々と進められています。このような世論と司法を無視する再稼働の動きを止めるべく、私たちは大飯原発差止判決を出した福井地裁に、直ちに効力が生じる仮処分命令を求め、緊急に申立てを行いました。

共催：大飯・高浜原発仮処分弁護団

脱原発弁護団全国連絡会 03-5511-4386